

令和6年第2回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和6年3月1日（金）午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第13号 定時登録者の決定について

議案第14号 随時抹消者の決定について

(規則等改正関係)

議案第15号 鳥取市選挙管理委員会規則の一部改正について

議案第16号 鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

(個人演説会施設関係)

議案第17号 個人演説会等施設の指定解除について

3 報 告 事 項

報告第1号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第13号

定時登録者の決定について

令和6年3月1日現在で、同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和6年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

選挙人名簿に登録すべき者

男 518人 女 428人 計 946人

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による登録者の決定をするためである。

【参考】名簿登録者数 152,014人

議案第14号

随時抹消者の決定について

令和6年3月1日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和6年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 313人 女 324人 計 637人
- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき抹消すべき者
男 336人 女 272人 計 608人
- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

令和6年3月1日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和5年12月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和6年3月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	813	962	1,775	5	4	9	3	6	9						-4	-2	-6	811	958	1,769	
2	1,478	1,705	3,183	14	11	25	7	12	19	8	5	13			-2	-1	-3	1,475	1,698	3,173	
3	890	1,131	2,021	13	8	21		2	2	3	1	4			1	1	2	901	1,137	2,038	
4	1,462	1,819	3,281	6	2	8	7	5	12		4	4			-2	1	-1	1,459	1,813	3,272	
5	3,692	4,002	7,694	44	35	79	14	7	21	20	17	37			-8	8		3,694	4,021	7,715	
6	3,130	3,530	6,660	26	22	48	10	6	16	10	13	23			20	7	27	3,156	3,540	6,696	
7	1,290	1,415	2,705	11	7	18	6	5	11	4	2	6			-13	4	-9	1,278	1,419	2,697	
8	1,197	1,354	2,551	13	8	21	3	6	9	18	5	23			-2	-7	-9	1,187	1,344	2,531	
9	1,522	1,715	3,237	9	15	24	4	6	10	15	11	26			7	1	8	1,519	1,714	3,233	
10	1,045	1,258	2,303	4	7	11	7	7	14	6	5	11				4	4	1,036	1,257	2,293	
11	953	1,038	1,991	9	8	17	7	8	15	4	3	7			4	1	5	955	1,036	1,991	
12	2,600	2,977	5,577	11	9	20	18	12	30	7	7	14			5	4	9	2,591	2,971	5,562	
13	999	1,042	2,041	4	4	8	6	1	7	7	2	9			7	7	14	997	1,050	2,047	
14	613	609	1,222	2	2	4	3	4	7	2	2	4			-1		-1	609	605	1,214	
15	1,909	2,137	4,046	22	26	48	5	4	9	20	8	28			3	2	5	1,909	2,153	4,062	
16	3,194	3,654	6,848	31	22	53	11	14	25	18	20	38			-8	-8	-16	3,188	3,634	6,822	
17	2,727	2,879	5,606	21	14	35	8	10	18	13	20	33			3	1	4	2,730	2,864	5,594	
18	1,457	1,578	3,035	8	8	16	7	8	15	2	8	10			-1	-2	-3	1,455	1,568	3,023	
19	349	394	743	1	1	2	1	6	7						-2	-1	-3	347	388	735	
20	797	834	1,631	3	7	10	5	3	8		1	1			-2	-4	-6	793	833	1,626	
21	1,043	1,152	2,195	5	6	11	6	5	11	4	3	7			-5	-5	-10	1,033	1,145	2,178	
22	1,130	1,266	2,396	5	8	13	3	3	6	5	5	10			13	6	19	1,140	1,272	2,412	
23	1,292	1,310	2,602	9	6	15	6	8	14	5	2	7			3	5	8	1,293	1,311	2,604	
24	1,077	1,087	2,164	9	4	13	2	13	15	13	3	16			1	-2	-1	1,072	1,073	2,145	
25	200	199	399		1	1	4	1	5	1		1						195	199	394	
26	77	90	167				1	1	2						-2	-2	-4	74	87	161	
27	212	226	438	1	1	2	1	1	2						-2		-2	210	226	436	
28	63	54	117				1	1	2									62	53	115	
29	1,818	1,916	3,734	19	6	25	3	8	11	7	8	15			1	-1		1,828	1,905	3,733	
30	1,288	1,317	2,605	10	12	22	9	2	11	7	5	12			3	3	6	1,285	1,325	2,610	
31	378	438	816		1	1	1	3	4		1	1			-1	-2	-3	376	433	809	
32	343	366	709	1		1		1	1		2	2						344	363	707	
33	107	116	223	1		1	1	1	2						-1	-1	-2	106	114	220	
34	2,787	2,868	5,655	22	16	38	11	6	17	19	6	25			5	-3	2	2,784	2,869	5,653	
35	2,525	2,381	4,906	25	26	51	11	4	15	20	16	36			-10	1	-9	2,509	2,388	4,897	
36	2,212	2,330	4,542	13	7	20	13	15	28	16	11	27			-7	-1	-8	2,189	2,310	4,499	
37	750	799	1,549	3	3	6	4	4	8		1	1			3	1	4	752	798	1,550	
38	40	44	84					1	1									40	43	83	
39	2,974	3,302	6,276	26	25	51	12	9	21	18	21	39			7	3	10	2,977	3,300	6,277	
40	1,440	1,659	3,099	13	11	24	1	5	6	1	2	3			-7	-5	-12	1,444	1,658	3,102	
41	1,824	1,900	3,724	12	9	21	6	2	8	7	6	13			-5	-1	-6	1,818	1,900	3,718	
42	1,151	1,263	2,414	7	9	16	5	2	7	4	1	5			-3	-3	-6	1,146	1,266	2,412	
50	981	1,092	2,073	11	8	19	2	1	3	5	1	6			6	4	10	991	1,102	2,093	
51	795	922	1,717	6	4	10	5	4	9	4	2	6				-3	-3	792	917	1,709	
52	496	549	1,045	1	3	4	1	5	6	1	1	2			1		1	496	546	1,042	
53	621	690	1,311	1		1	5	4	9	1	1	2			1	-1		617	684	1,301	
54	137	150	287	3		3	2	1	3									138	149	287	
55	31	33	64					1	1	1	1	2						30	31	61	
56	72	75	147				1		1									71	75	146	
57	30	38	68													-1	-1	30	37	67	

投票区	令和5年12月1日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 誤載者			転居等による増減			令和6年3月1日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
58	721	756	1,477	3	3	6	3	3	6	4	1	5				-1	-1		716	755	1,471
59	250	283	533	2		2	2	2	4		3	3				2	-1	1	252	277	529
60	143	157	300		1	1		1	1										143	157	300
61	965	1,067	2,032	8	6	14	4	3	7	3	1	4				4	3	7	970	1,072	2,042
62	315	351	666	1		1	1	4	5		1	1				-1	-1	-2	314	345	659
63	496	510	1,006		1	1	3	1	4		1	1					-2	-2	493	507	1,000
64	177	195	372	2	1	3	2	2	4							-1	-1	-2	176	193	369
65	252	247	499				2		2	1	3	4							249	244	493
66	195	217	412	3	3	6	2	2	4							-1		-1	195	218	413
67	91	105	196	1		1	1		1		1	1							91	104	195
68	157	170	327		1	1	2	3	5							1		1	156	168	324
69	460	548	1,008		4	4	2	1	3		3	3					2	2	458	550	1,008
70	437	478	915		1	1	5		5	2	2	4				2	3	5	432	480	912
71	353	382	735	2		2	1	6	7		1	1				-2	1	-1	352	376	728
72	32	49	81																32	49	81
73	19	21	40																19	21	40
74	210	246	456	1		1		2	2	2		2				-1	-3	-4	208	241	449
75	173	174	347				1	2	3							2	3	5	174	175	349
76	182	220	402					5	5	1		1				-3	-2	-5	178	213	391
77	53	55	108				1	2	3										52	53	105
78	42	44	86																42	44	86
79	42	42	84																42	42	84
80	563	610	1,173	4	1	5	1	7	8	1	4	5				1		1	566	600	1,166
81	193	212	405	1		1		2	2	2		2				-1	-1	-2	191	209	400
82	223	218	441	1		1	2	1	3							1	1	2	223	218	441
83	247	260	507	2	1	3		1	1	2	1	3					-4	-4	247	255	502
84	379	380	759	1		1	3		3	1		1				-5		-5	371	380	751
85	1,222	1,342	2,564	9	7	16	4	6	10	7	4	11				2	-1	1	1,222	1,338	2,560
86	330	384	714				1	3	4		2	2					1	1	329	380	709
87	155	188	343	1		1	1	1	2										155	187	342
88	610	652	1,262	2	1	3	3	4	7	2	4	6				2		2	609	645	1,254
89	664	668	1,332	1	3	4		2	2	7	1	8				-4	-3	-7	654	665	1,319
90	91	114	205	2	1	3	1	1	2										92	114	206
91	73	75	148				2		2										71	75	146
92	547	625	1,172	7	1	8	5	2	7	2		2				1	2	3	548	626	1,174
93	350	418	768	1	1	2		5	5		2	2				-1		-1	350	412	762
94	409	422	831	2	2	4	1	2	3	1	1	2					-1	-1	409	420	829
95	33	39	72																33	39	72
96	323	328	651	1	1	2	1	1	2	1	2	3				1		1	323	326	649
97	198	178	376		1	1	2		2		1	1				-1		-1	195	178	373
98	353	415	768		1	1	4	2	6							-3	-3	-6	346	411	757
99	31	33	64				1	1	2	1		1					-1	-1	29	31	60
旧市	56,848	62,116	118,964	438	371	809	233	228	461	284	227	511	0	0	0	-2	9	7	56,767	62,041	118,808
国府	3,163	3,549	6,712	22	15	37	16	16	32	12	6	18	0	0	0	8	-1	7	3,165	3,541	6,706
福部	1,114	1,196	2,310	5	4	9	5	6	11	4	4	8	0	0	0	1	-1	0	1,111	1,189	2,300
河原	2,648	2,862	5,510	15	12	27	17	15	32	4	7	11	0	0	0	2	-1	1	2,644	2,851	5,495
用瀬	1,301	1,478	2,779	2	5	7	8	7	15	2	6	8	0	0	0	0	6	6	1,293	1,476	2,769
佐治	702	781	1,483	1	0	1	2	11	13	3	0	3	0	0	0	-2	-2	-4	696	768	1,464
気高	3,312	3,594	6,906	19	9	28	12	21	33	13	11	24	0	0	0	-2	-4	-6	3,304	3,567	6,871
鹿野	1,438	1,509	2,947	5	5	10	6	7	13	9	5	14	0	0	0	-2	-3	-5	1,426	1,499	2,925
青谷	2,244	2,458	4,702	11	7	18	14	13	27	5	6	11	0	0	0	-3	-3	-6	2,233	2,443	4,676
合計	72,770	79,543	152,313	518	428	946	313	324	637	336	272	608							72,639	79,375	152,014

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	811	958	1,769	58	福部町コミュニティセンター	716	755	1,471
2	久松会館	1,475	1,698	3,173	59	山湯山農業センター	252	277	529
3	醇風小学校体育館	901	1,137	2,038	60	福部町久志羅公民館	143	157	300
4	西中学校体育館	1,459	1,813	3,272	61	鳥取市河原町総合支所	970	1,072	2,042
5	城北小学校体育館	3,694	4,021	7,715	62	国英地区公民館	314	345	659
6	浜坂地区公民館	3,156	3,540	6,696	63	散岐小学校体育館	493	507	1,000
7	富桑小学校体育館	1,278	1,419	2,697	64	水根公会堂	176	193	369
8	明德小学校体育館	1,187	1,344	2,531	65	河原町総合体育館	249	244	493
9	日進小学校体育館	1,519	1,714	3,233	66	西郷地区公民館	195	218	413
10	山の手体育館	1,036	1,257	2,293	67	小河内公民館	91	104	195
11	修立小学校体育館	955	1,036	1,991	68	北村公民館	156	168	324
12	東中学校体育館	2,591	2,971	5,562	69	用瀬町民会館	458	550	1,008
13	稲葉山小学校体育館	997	1,050	2,047	70	大村電化農協会館	432	480	912
14	東デイサービスセンター	609	605	1,214	71	社地区公民館	352	376	728
15	南中学校体育館	1,909	2,153	4,062	72	用瀬町屋住多目的集会所	32	49	81
16	美保小学校体育館	3,188	3,634	6,822	73	用瀬町江波多目的集会所	19	21	40
17	面影小学校体育館	2,730	2,864	5,594	74	佐治町地域活性化センター	208	241	449
18	津ノ井小学校体育館	1,455	1,568	3,023	75	プラザ佐治記念ホール	174	175	349
19	米里体育館	347	388	735	76	佐治町西佐治会館	178	213	391
20	倉田体育館	793	833	1,626	77	佐治町山王ふれあい会館	52	53	105
21	鳥取県漁業協同組合	1,033	1,145	2,178	78	佐治町津無生活改善センター	42	44	86
22	賀露町七区公民館	1,140	1,272	2,412	79	佐治町津野ふれあいの館	42	42	84
23	大正小学校体育館	1,293	1,311	2,604	80	宝木地区公民館	566	600	1,166
24	美穂地区公民館	1,072	1,073	2,145	81	鳥取市気高人権福祉センター	191	209	400
25	神戸地区公民館	195	199	394	82	瑞穂地区公民館	223	218	441
26	岩坪生活改善センター	74	87	161	83	市営住宅矢口団地集会所	247	255	502
27	東郷地区公民館	210	226	436	84	逢坂地区公民館	371	380	751
28	高路公民館	62	53	115	85	気高町総合支所	1,222	1,338	2,560
29	世紀小学校体育館	1,828	1,905	3,733	86	浜村小学校体育館	329	380	709
30	松保地区公民館	1,285	1,325	2,610	87	船磯公民館	155	187	342
31	豊実地区公民館	376	433	809	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	609	645	1,254
32	上原多目的集会施設	344	363	707	89	勝谷地区公民館	654	665	1,319
33	河内生活改善センター	106	114	220	90	小鷲河地区公民館	92	114	206
34	湖山小学校体育館	2,784	2,869	5,653	91	鹿野町河内生活改善センター	71	75	146
35	国際交流プラザ	2,509	2,388	4,897	92	青谷地区公民館	548	626	1,174
36	末恒小学校体育館	2,189	2,310	4,499	93	青谷小学校体育館	350	412	762
37	湖南学園体育館	752	798	1,550	94	中郷地区公民館	409	420	829
38	矢矯公民館	40	43	83	95	絹見公民館	33	39	72
39	美保南小学校体育館	2,977	3,300	6,277	96	日置谷地区公民館	323	326	649
40	中ノ郷小学校体育館	1,444	1,658	3,102	97	勝部地区公民館	195	178	373
41	若葉台体育館	1,818	1,900	3,718	98	日置地区公民館	346	411	757
42	桜ヶ丘中学校体育館	1,146	1,266	2,412	99	八葉寺公民館	29	31	60
50	あおば地区公民館	991	1,102	2,093		旧市計	56,767	62,041	118,808
51	宮下地区公民館	792	917	1,709		国府町計	3,165	3,541	6,706
52	国府町コミュニティセンター	496	546	1,042		福部町計	1,111	1,189	2,300
53	谷地区公民館	617	684	1,301		河原町計	2,644	2,851	5,495
54	成器地区公民館	138	149	287		用瀬町計	1,293	1,476	2,769
55	山のめぐみ館	30	31	61		佐治町計	696	768	1,464
56	大茅地区公民館	71	75	146		気高町計	3,304	3,567	6,871
57	扇の里交流館	30	37	67		鹿野町計	1,426	1,499	2,925
						青谷町計	2,233	2,443	4,676
						合計	72,639	79,375	152,014

※投票所名は令和5年4月9日執行の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の際に投票所として使用した施設名です。

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第1投票区	811	958	1,769
尚徳町	0	0	0
元大工町	34	42	76
掛出町	46	44	90
上魚町	12	16	28
片原一丁目	14	17	31
片原二丁目	21	20	41
片原三丁目	16	21	37
鍛冶町	27	31	58
若桜町	32	35	67
本町一丁目	4	5	9
本町二丁目	52	55	107
本町三丁目	26	34	60
桶屋町	36	43	79
職人町	32	37	69
二階町一丁目	26	33	59
二階町二丁目	17	20	37
二階町三丁目	24	34	58
新町	34	42	76
元魚町一丁目	25	31	56
元魚町二丁目	21	21	42
戒町	57	71	128
川端一丁目	63	74	137
川端二丁目	29	36	65
川端三丁目	16	22	38
元町	147	174	321
第2投票区	1,475	1,698	3,173
馬場町	75	81	156
栗谷町	75	82	157
江崎町	71	90	161
東町一丁目	40	41	81
東町二丁目	39	52	91
東町三丁目	98	109	207
西町一丁目	66	77	143
西町二丁目	95	102	197
西町三丁目	159	177	336
湯所町一丁目	359	398	757
湯所町二丁目	262	311	573
丸山町(一部)	136	178	314
第3投票区	901	1,137	2,038
西町四丁目	80	85	165
西町五丁目	61	59	120
玄好町	120	157	277
材木町	112	177	289
片原四丁目	39	43	82
片原五丁目	130	164	294
本町四丁目	23	21	44
本町五丁目	37	52	89
二階町四丁目	21	24	45
茶町	64	69	133
元魚町三丁目	30	33	63
元魚町四丁目	43	47	90
川端四丁目	29	44	73
川端五丁目	112	162	274
第4投票区	1,459	1,813	3,272
南町	222	261	483
寿町	253	328	581
新品治町	132	135	267
薬師町	22	29	51

町名	男	女	計
相生町一丁目	97	113	210
相生町二丁目	105	106	211
相生町三丁目	143	234	377
相生町四丁目	173	225	398
西品治(狐川以東)	59	71	130
田園町一丁目	168	207	375
田園町二丁目	85	104	189
第5投票区	3,694	4,021	7,715
丸山町(一部)	193	195	388
西品治(一部)	32	47	79
田島(一部)	525	615	1,140
秋里	826	903	1,729
松並町一丁目	252	279	531
松並町二丁目	278	323	601
松並町三丁目			
田園町三丁目	143	158	301
田園町四丁目	168	165	333
青葉町一丁目	70	97	167
青葉町二丁目	139	163	302
青葉町三丁目	88	102	190
安長(一部)	480	484	964
商栄町	147	149	296
千代水一丁目	1	0	1
千代水二丁目	5	2	7
千代水三丁目			
千代水四丁目	5	4	9
南安長一丁目	342	335	677
第6投票区	3,156	3,540	6,696
江津	510	526	1,036
浜坂	426	470	896
浜坂一丁目	185	220	405
浜坂二丁目	275	301	576
浜坂三丁目	309	348	657
浜坂四丁目	245	309	554
浜坂五丁目	161	180	341
浜坂六丁目	310	366	676
浜坂七丁目	124	132	256
浜坂八丁目	246	254	500
浜坂東一丁目	365	434	799
第7投票区	1,278	1,419	2,697
行徳三丁目	380	424	804
西品治(狐川以西)	819	889	1,708
田島(一部)	61	72	133
安長(一部)	18	34	52
第8投票区	1,187	1,344	2,531
瓦町	176	195	371
今町一丁目	164	180	344
今町二丁目	62	73	135
東品治町	0	0	0
幸町	180	211	391
行徳一丁目	310	378	688
行徳二丁目	295	307	602
第9投票区	1,519	1,714	3,233
寺町	188	203	391
栄町	131	163	294
弥生町	74	96	170
末広温泉町	174	182	356

町名	男	女	計
永楽温泉町	275	326	601
吉方温泉一丁目	273	269	542
吉方温泉二丁目	142	190	332
吉方温泉三丁目	262	285	547
第10投票区	1,036	1,257	2,293
上町	171	173	344
中町	98	141	239
大榎町	30	36	66
庖丁人町	52	64	116
大工町頭	45	68	113
御弓町	65	83	148
吉方町一丁目	141	168	309
吉方町二丁目	165	219	384
立川町一丁目	129	135	264
立川町二丁目	140	170	310
第11投票区	955	1,036	1,991
吉方温泉四丁目	265	230	495
南吉方三丁目	147	168	315
立川町三丁目	114	136	250
立川町五丁目(2区)	429	502	931
第12投票区	2,591	2,971	5,562
卯垣	132	137	269
岩倉	705	746	1,451
卯垣四丁目	235	258	493
立川町六丁目	586	754	1,340
立川町七丁目	94	98	192
大杵(東扇町)	209	260	469
桜谷(桜ヶ丘)	97	125	222
東今在家(一部)	533	593	1,126
第13投票区	997	1,050	2,047
卯垣一丁目	72	84	156
卯垣二丁目	251	270	521
卯垣三丁目	167	184	351
立川町四丁目	126	115	241
立川町五丁目(1区)	229	255	484
卯垣五丁目	152	142	294
第14投票区	609	605	1,214
百谷	33	28	61
滝山	567	568	1,135
小西谷	9	9	18
第15投票区	1,909	2,153	4,062
吉方	238	253	491
南吉方一丁目	178	234	412
南吉方二丁目	248	287	535
富安一丁目	368	389	757
富安二丁目	351	397	748
天神町	87	84	171
扇町	139	147	286
興南町	300	362	662
第16投票区	3,188	3,634	6,822
古市	230	249	479
富安	120	135	255
吉成(大路川以北)	1,216	1,412	2,628
大覚寺	947	1,088	2,035
吉成一丁目	239	248	487

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
吉成二丁目	299	333	632
吉成三丁目	137	169	306
第17投票区	2,730	2,864	5,594
雲山	1,278	1,370	2,648
新	267	318	585
大杓(東扇町を除く)	340	339	679
面影一丁目	396	363	759
面影二丁目	449	474	923
第18投票区	1,455	1,568	3,023
杉崎	211	219	430
南栄町	99	134	233
津ノ井	377	399	776
生山	94	100	194
桂木	474	491	965
海蔵寺	16	15	31
船木	31	29	60
広岡	24	29	53
香取	43	42	85
紙子谷	65	83	148
祢宜谷	21	27	48
第19投票区	347	388	735
東大路	56	64	120
中大路	49	52	101
西大路	26	33	59
久末	74	88	162
美和	38	37	75
古郡家	42	44	86
越路	62	70	132
第20投票区	793	833	1,626
数津(一部)	62	55	117
八坂	31	35	66
橋本	38	36	74
馬場	163	173	336
国安	227	228	455
蔵田	37	38	75
円通寺	154	176	330
西円通寺	81	92	173
第21投票区	1,033	1,145	2,178
港町	2	3	5
賀露町西三丁目	305	333	638
賀露町北一丁目	138	146	284
賀露町北二丁目	141	152	293
賀露町北三丁目	225	255	480
賀露町北四丁目	222	256	478
第22投票区	1,140	1,272	2,412
賀露町(一部)	8	16	24
賀露町西一丁目	63	78	141
賀露町西二丁目	1	0	1
賀露町南一丁目	180	199	379
賀露町南二丁目	119	176	295
賀露町南三丁目	76	91	167
賀露町南四丁目	208	228	436
賀露町南五丁目	78	85	163
賀露町南六丁目	140	155	295
晩稻	114	93	207
南隈	153	151	304

町名	男	女	計
第23投票区	1,293	1,311	2,604
野寺	36	45	81
服部	44	58	102
菖蒲	100	100	200
古海	781	766	1,547
緑ヶ丘一丁目	332	342	674
第24投票区	1,072	1,073	2,145
赤子田	27	40	67
長谷	73	63	136
倭文	120	134	254
玉津	44	46	90
横枕	52	60	112
猪子	36	38	74
向国安	57	65	122
竹生	33	38	71
上味野	112	119	231
朝月	88	89	177
源太	45	54	99
下味野	385	327	712
第25投票区	195	199	394
上砂見	72	76	148
中砂見	43	52	95
下砂見	80	71	151
第26投票区	74	87	161
岩坪	74	87	161
第27投票区	210	226	436
本高	72	73	145
北村	29	39	68
西今在家	27	26	53
篠坂	15	17	32
中村	48	48	96
有富	19	23	42
第28投票区	62	53	115
高路	62	53	115
第29投票区	1,828	1,905	3,733
徳尾	455	487	942
岩吉	106	107	213
里仁	173	218	391
徳吉	223	269	492
五反田町	0	0	0
南安長二丁目	187	151	338
南安長三丁目	154	140	294
緑ヶ丘二丁目	244	232	476
緑ヶ丘三丁目	286	301	587
第30投票区	1,285	1,325	2,610
足山	31	32	63
布勢	433	418	851
桂見	569	581	1,150
高住	183	222	405
良田	69	72	141
第31投票区	376	433	809
下段	66	61	127
大塚	44	44	88

町名	男	女	計
野坂	91	122	213
宮谷	75	71	146
嶋	49	52	101
大桝	51	83	134
第32投票区	344	363	707
松上	58	69	127
細見	39	41	80
上原	142	147	289
尾崎	25	31	56
上段	80	75	155
第33投票区	106	114	220
河内	55	62	117
槇原	51	52	103
第34投票区	2,784	2,869	5,653
湖山町東一丁目	317	355	672
湖山町東二丁目	11	12	23
湖山町東三丁目	1	1	2
湖山町東四丁目	6	6	12
湖山町東五丁目	136	169	305
湖山町南一丁目	388	371	759
湖山町南二丁目	508	529	1,037
湖山町南三丁目	745	778	1,523
湖山町南四丁目	15	15	30
湖山町北一丁目	304	275	579
湖山町北六丁目	353	358	711
第35投票区	2,509	2,388	4,897
湖山町	0	0	0
湖山町西一丁目	363	341	704
湖山町西二丁目	193	201	394
湖山町西三丁目	188	202	390
湖山町西四丁目	12	4	16
湖山町南五丁目	384	303	687
湖山町北二丁目	437	393	830
湖山町北三丁目	254	287	541
湖山町北四丁目	460	446	906
湖山町北五丁目	218	211	429
第36投票区	2,189	2,310	4,499
伏野	280	281	561
白兔	130	154	284
小沢見	33	28	61
内海中	24	25	49
三津	103	114	217
美萩野一丁目	299	348	647
美萩野二丁目	439	467	906
美萩野三丁目	407	420	827
美萩野四丁目	248	245	493
美萩野五丁目	226	228	454
第37投票区	752	798	1,550
松原	138	149	287
六反田	39	31	70
大畑	50	49	99
金沢	62	64	126
福井	81	72	153
吉岡温泉町	254	300	554
妙徳寺	19	23	42
洞谷	16	16	32

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
瀬田蔵	9	16	25
長柄	42	42	84
三山口	32	28	60
御熊	10	8	18
第38投票区	40	43	83
双六原	23	24	47
矢矯	17	19	36
第39投票区	2,977	3,300	6,277
吉成(大路川以南)	181	206	387
宮長	927	997	1,924
の場	214	223	437
叶	407	443	850
数津(一部)	62	67	129
叶一丁目	127	146	273
吉成南町一丁目	409	498	907
吉成南町二丁目	177	221	398
の場一丁目	4	4	8
の場二丁目	192	205	397
の場三丁目	151	166	317
の場四丁目	126	124	250
第40投票区	1,444	1,658	3,102
覚寺	328	370	698
円護寺	374	407	781
北園一丁目	282	343	625
北園二丁目	337	389	726
山城町	123	149	272
第41投票区	1,818	1,900	3,718
若葉台南一丁目	15	16	31
若葉台南二丁目	168	179	347
若葉台南三丁目	279	291	570
若葉台南四丁目	6	23	29
若葉台南五丁目	160	165	325
若葉台南六丁目	258	265	523
若葉台南七丁目	2	0	2
若葉台北二丁目	208	215	423
若葉台北三丁目	281	306	587
若葉台北四丁目	312	320	632
若葉台北六丁目	129	120	249
第42投票区	1,146	1,266	2,412
正蓮寺	394	394	788
桜谷(桜ヶ丘を除く)	626	718	1,344
東今在家(一部)	126	154	280
第50投票区	991	1,102	2,093
国府町奥谷三丁目	65	70	135
国府町稲葉丘一丁目	72	85	157
国府町稲葉丘二丁目	76	85	161
国府町稲葉丘三丁目	54	53	107
国府町分上一丁目	85	78	163
国府町分上二丁目	101	134	235
国府町分上三丁目	75	80	155
国府町分上四丁目	36	48	84
国府町新町一丁目	93	108	201
国府町新町二丁目	66	73	139
国府町新通り一丁目	31	35	66
国府町新通り二丁目	120	125	245
国府町新通り三丁目	116	127	243

町名	男	女	計
国府町新通り四丁目	1	1	2
第51投票区	792	917	1,709
国府町中郷	63	83	146
国府町宮下	582	669	1,251
国府町奥谷一丁目	77	86	163
国府町奥谷二丁目	70	79	149
第52投票区	496	546	1,042
国府町美歎(一部)	99	96	195
国府町広西	59	63	122
国府町庁	18	24	42
国府町町屋(一部)	106	106	212
国府町国分寺	57	76	133
国府町法花寺	39	48	87
国府町三代寺	118	133	251
第53投票区	617	684	1,301
国府町山根	21	25	46
国府町神垣	50	62	112
国府町清水	21	21	42
国府町岡益	66	69	135
国府町谷	28	39	67
国府町玉鉾	62	73	135
国府町糸谷	39	41	80
国府町高岡	116	149	265
国府町麻生	167	161	328
国府町美歎(一部)	2	2	4
国府町町屋(一部)	45	42	87
第54投票区	138	149	287
国府町神護	14	21	35
国府町山崎	8	11	19
国府町中河原	39	39	78
国府町松尾	14	14	28
国府町吉野	31	34	65
国府町新井	32	30	62
第55投票区	30	31	61
国府町上荒舟	10	7	17
国府町荒舟	20	24	44
第56投票区	71	75	146
国府町雨滝	13	11	24
国府町木原	0	4	4
国府町下木原	9	7	16
国府町石井谷	3	3	6
国府町大石	8	14	22
国府町栃本	20	12	32
国府町菅野	2	2	4
国府町楠城	15	20	35
国府町拾石	1	2	3
第57投票区	30	37	67
国府町上地	30	37	67
第58投票区	716	755	1,471
福部町栗谷	23	22	45
福部町八重原	39	39	78
福部町箭溪	38	44	82
福部町高江	86	89	175
福部町湯山(一部)	5	9	14

町名	男	女	計
福部町海士	282	286	568
福部町細川	163	187	350
福部町岩戸	80	79	159
第59投票区	252	277	529
福部町湯山(一部)	252	277	529
第60投票区	143	157	300
福部町左近	42	45	87
福部町久志羅	27	34	61
福部町中	9	9	18
福部町蔵見	43	44	87
福部町南田	22	25	47
第61投票区	970	1,072	2,042
河原町河原	120	138	258
河原町渡一木	109	122	231
河原町谷一木	38	56	94
河原町長瀬	246	274	520
河原町袋河原	142	151	293
河原町布袋	126	131	257
河原町稲常	32	39	71
河原町鮎ヶ丘	157	161	318
第62投票区	314	345	659
河原町山手	82	71	153
河原町郷原	26	27	53
河原町三谷	33	31	64
河原町高福	51	58	109
河原町徳吉	34	37	71
河原町今在家	52	80	132
河原町片山	36	41	77
第63投票区	493	507	1,000
河原町釜口	110	125	235
河原町和奈見	35	32	67
河原町八日市	42	42	84
河原町佐貫	306	308	614
第64投票区	176	193	369
河原町水根	66	76	142
河原町山上	56	61	117
河原町小倉	54	56	110
第65投票区	249	244	493
河原町天神原	52	53	105
河原町曳田	197	191	388
第66投票区	195	218	413
河原町中井	107	120	227
河原町本鹿	33	35	68
河原町牛戸	32	38	70
河原町湯谷	23	25	48
第67投票区	91	104	195
河原町小河内	67	73	140
河原町神馬	24	31	55
第68投票区	156	168	324
河原町小畑	26	34	60
河原町弓河内	39	38	77
河原町北村	91	96	187

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
第69投票区	458	550	1,008
用瀬町古用瀬(一部)	15	20	35
用瀬町用瀬	298	369	667
用瀬町別府	145	161	306
第70投票区	432	480	912
用瀬町鷹狩	278	322	600
用瀬町美成	63	58	121
用瀬町赤波	91	100	191
第71投票区	352	376	728
用瀬町金屋	25	31	56
用瀬町樟原	45	44	89
用瀬町川中	50	50	100
用瀬町宮原	31	38	69
用瀬町安蔵	116	128	244
用瀬町古用瀬(一部)	43	34	77
用瀬町家奥	42	51	93
第72投票区	32	49	81
用瀬町屋住	32	49	81
第73投票区	19	21	40
用瀬町江波	19	21	40
第74投票区	208	241	449
佐治町小原	7	8	15
佐治町葛谷	34	44	78
佐治町刈地	45	44	89
佐治町古市	55	61	116
佐治町大井	36	40	76
佐治町森坪	31	44	75
第75投票区	174	175	349
佐治町加瀬木	92	93	185
佐治町高山	82	82	164
第76投票区	178	213	391
佐治町福園	22	25	47
佐治町加茂	58	64	122
佐治町畑	22	29	51
佐治町つく谷	24	38	62
佐治町河本	23	27	50
佐治町余戸	29	30	59
第77投票区	52	53	105
佐治町尾際	28	32	60
佐治町中	11	8	19
佐治町栃原	13	13	26
第78投票区	42	44	86
佐治町津無	42	44	86
第79投票区	42	42	84
佐治町津野	42	42	84
第80投票区	566	600	1,166
気高町酒津	164	176	340
気高町常松	23	29	52
気高町富吉	38	36	74
気高町宝木	242	263	505

町名	男	女	計
気高町奥沢見	99	96	195
第81投票区	191	209	400
気高町上光	73	79	152
気高町下光元	118	130	248
第82投票区	223	218	441
気高町宿	28	29	57
気高町土居	59	52	111
気高町重高	45	43	88
気高町二本木	18	22	40
気高町下坂本(一部)	73	72	145
第83投票区	247	255	502
気高町下坂本(一部)	184	194	378
気高町日光	63	61	124
第84投票区	371	380	751
気高町殿	56	47	103
気高町飯里	27	31	58
気高町下石	16	17	33
気高町上原	46	37	83
気高町山宮	72	77	149
気高町睦逢	55	64	119
気高町会下	43	45	88
気高町郡家	30	32	62
気高町高江	26	30	56
第85投票区	1,222	1,338	2,560
気高町浜村	444	469	913
気高町勝見	335	384	719
気高町新町二丁目	116	124	240
気高町新町三丁目	59	63	122
気高町北浜二丁目	137	160	297
気高町北浜三丁目	131	138	269
第86投票区	329	380	709
気高町新町一丁目	93	99	192
気高町北浜一丁目	38	30	68
気高町八幡	58	99	157
気高町下原	76	79	155
気高町八束水(一部)	64	73	137
第87投票区	155	187	342
気高町八束水(一部)	155	187	342
第88投票区	609	645	1,254
鹿野町末用	67	76	143
鹿野町閉野	26	26	52
鹿野町広木	5	9	14
鹿野町水谷	29	30	59
鹿野町鹿野	482	504	986
第89投票区	654	665	1,319
鹿野町今市	438	437	875
鹿野町寺内	56	54	110
鹿野町宮方	21	26	47
鹿野町中園	34	42	76
鹿野町岡木	73	69	142
鹿野町乙亥正	32	37	69
第90投票区	92	114	206

町名	男	女	計
鹿野町小別所	56	60	116
鹿野町鷲峯	36	54	90
第91投票区	71	75	146
鹿野町河内	71	75	146
第92投票区	548	626	1,174
青谷町善田(一部)	13	25	38
青谷町青谷(一部)	418	488	906
青谷町井手	26	18	44
青谷町長和瀬	91	95	186
第93投票区	350	412	762
青谷町青谷(一部)	350	412	762
第94投票区	409	420	829
青谷町鳴瀧	15	17	32
青谷町北河原	32	32	64
青谷町山田	22	20	42
青谷町亀尻	87	90	177
青谷町吉川	45	48	93
青谷町露谷	42	40	82
青谷町栄町	166	173	339
第95投票区	33	39	72
青谷町絹見	33	39	72
第96投票区	323	326	649
青谷町蔵内	57	57	114
青谷町大坪	74	75	149
青谷町奥崎	68	73	141
青谷町養郷	67	63	130
青谷町善田(一部)	53	54	107
青谷町青谷(一部)	4	4	8
第97投票区	195	178	373
青谷町桑原	49	31	80
青谷町澄水	41	46	87
青谷町楠根	29	26	55
青谷町紙屋	36	35	71
青谷町田原谷	40	40	80
第98投票区	346	411	757
青谷町小畑	56	58	114
青谷町河原	146	168	314
青谷町山根	97	124	221
青谷町早牛	47	61	108
第99投票区	29	31	60
青谷町八葉寺	29	31	60
総計	72,639	79,375	152,014

議案第15号

鳥取市選挙管理委員会規則の一部改正について

鳥取市選挙管理委員会規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

鳥取市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則

鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 総括主幹

第20条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 総括主査

第21条第3項中「及び主幹」を「、総括主査、主幹及び総括主幹」に改める。

第25条の次に次の2条を加える。

(電子印影)

第25条の2 電子計算組織を利用して文書を作成する場合は、公印の押印に代え、電子計算組織に記録した当該公印の印影（以下「電子印影」という。）を印刷することができる。

- 2 局長は、電子印影を使用しなくなったときは、当該公印の印影を電子計算組織より速やかに消去しなければならない。
- 3 電子印影を使用した文書を作成しようとする場合において、電子計算組織に公印の印影を記録し、又は消去するときは、局長は委員長の承認を受けなければならない。
- 4 局長は、電子印影の改ざんその他不正使用のないよう適正に管理しなければならない。

(印影印刷)

第25条の3 文書を一時に多数発送する場合は、使用する公印の印影（当該印影を伸縮したものを含む。次項において同じ。）の印刷をすることができる。この場合、局長はあらかじめ委員長の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷した文書については、局長は、常にその施行の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による管理監督職勤務上限年齢制の導入により降任した職員の新たな職を定めるとともに、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い公印の電子印影を定めるためである。

鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年選挙管理委員会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市選挙管理委員会規則</p> <p>昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和39年7月10日選管委規則第2号</p> <p>昭和42年5月1日選管委規則第1号</p> <p>昭和42年11月10日選管委規則第1号</p> <p>昭和45年9月10日選管委規則第1号</p> <p>昭和50年9月9日選管委規則第1号</p> <p>昭和57年8月21日選管委規則第3号</p> <p>昭和59年6月22日選管委規則第1号</p> <p>平成4年7月31日選管委規則第1号</p> <p>平成12年3月31日選管委規則第2号</p> <p>平成12年11月8日選管委規則第3号</p> <p>平成13年12月3日選管委規則第3号</p> <p>平成16年10月15日選管委規則第2号</p> <p>平成18年9月2日選管委規則第1号</p> <p>平成18年11月18日選管委規則第3号</p> <p>平成19年5月28日選管委規則第1号</p>	<p>○鳥取市選挙管理委員会規則</p> <p>昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和39年7月10日選管委規則第2号</p> <p>昭和42年5月1日選管委規則第1号</p> <p>昭和42年11月10日選管委規則第1号</p> <p>昭和45年9月10日選管委規則第1号</p> <p>昭和50年9月9日選管委規則第1号</p> <p>昭和57年8月21日選管委規則第3号</p> <p>昭和59年6月22日選管委規則第1号</p> <p>平成4年7月31日選管委規則第1号</p> <p>平成12年3月31日選管委規則第2号</p> <p>平成12年11月8日選管委規則第3号</p> <p>平成13年12月3日選管委規則第3号</p> <p>平成16年10月15日選管委規則第2号</p> <p>平成18年9月2日選管委規則第1号</p> <p>平成18年11月18日選管委規則第3号</p> <p>平成19年5月28日選管委規則第1号</p>

平成20年 4月 1日選管委規則第1号
平成20年 8月 6日選管委規則第2号
平成27年12月2日選管委規則第1号

目次

第1章～第8章

(略)

第1条～第19条

(略)

(事務局の職員)

第20条 事務局に、必要に応じて、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 局次長
- (3) 局長補佐
- (4) 主査
- (5) 総括主査
- (6) 選挙係長
- (7) 主幹
- (8) 総括主幹
- (9) 主任
- (10) 書記

平成20年 4月 1日選管委規則第1号
平成20年 8月 6日選管委規則第2号
平成27年12月2日選管委規則第1号

目次

第1章～第8章

(略)

第1条～第19条

(略)

(事務局の職員)

第20条 事務局に、必要に応じて、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 局次長
- (3) 局長補佐
- (4) 主査
- (5) 選挙係長
- (6) 主幹
- (7) 主任
- (8) 書記

(11) その他の職員

- 2 職員は、委員長が任免する。
- 3 局長は、委員長の命を受け事務を掌理し、職員を指揮監督する。
(1項…一部改正〔昭和57年選管委規則3号・59年1号・平成4年1号・13年3号・16年2号・19年1号・20年1号〕)
(職務)
第21条 局次長又は局長補佐は、局長の職を補佐し、局長に事故があるときは、その職を代行する。
 - 2 選挙係長は、局長の命を受けて主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。
 - 3 主査、総括主査、主幹及び総括主幹は、局長の指揮監督の下に主管事務を分担する。
 - 4 主任は、選挙係長の職務を補佐し、選挙係長に事故があるときは、その職務を代行するとともに分担事務に従事する。
 - 5 書記又はその他の職員は、上司の指揮監督の下に分担事務に従事する。
(本条…全部改正〔昭和57年選管委規則3号・59年1号〕、見出…全部改正・2—5項…追加〔平成13年選管委規則3号〕、3項…一部改正〔平成16年選管委規則2号〕、2—4項…一部改正〔平成19年選管委規則1号〕、1項…一部改正〔平成20年選管委規則1号〕)

(9) その他の職員

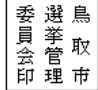
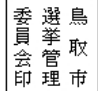
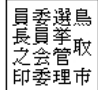
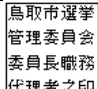
- 2 職員は、委員長が任免する。
- 3 局長は、委員長の命を受け事務を掌理し、職員を指揮監督する。
(1項…一部改正〔昭和57年選管委規則3号・59年1号・平成4年1号・13年3号・16年2号・19年1号・20年1号〕)
(職務)
第21条 局次長又は局長補佐は、局長の職を補佐し、局長に事故があるときは、その職を代行する。
 - 2 選挙係長は、局長の命を受けて主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。
 - 3 主査及び主幹は、局長の指揮監督の下に主管事務を分担する。
 - 4 主任は、選挙係長の職務を補佐し、選挙係長に事故があるときは、その職務を代行するとともに分担事務に従事する。
 - 5 書記又はその他の職員は、上司の指揮監督の下に分担事務に従事する。
(本条…全部改正〔昭和57年選管委規則3号・59年1号〕、見出…全部改正・2—5項…追加〔平成13年選管委規則3号〕、3項…一部改正〔平成16年選管委規則2号〕、2—4項…一部改正〔平成19年選管委規則1号〕、1項…一部改正〔平成20年選管委規則1号〕)

第22条～第24条

(略)

(公印)

第25条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局並びに事務局長の公印は、次のとおりとする。

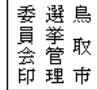
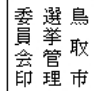
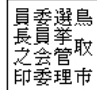
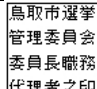
公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	用途	管守者
鳥取市選挙管理委員会印		方 30	委員会名を使用する公文書	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会印		方 20	選挙人名簿投票用紙 不在者投票用封筒 仮投票用封筒 郵便による不在者投票用封筒	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会委員長之印		方 23	委員長名を使用する公文書	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会委員長職務代理者之印		方 23	委員長職務代理者名を使用する公文書	事務局 長

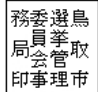
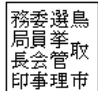
第22条～第24条

(略)

(公印)

第25条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局並びに事務局長の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	用途	管守者
鳥取市選挙管理委員会印		方 30	委員会名を使用する公文書	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会印		方 20	選挙人名簿投票用紙 不在者投票用封筒 仮投票用封筒 郵便による不在者投票用封筒	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会委員長之印		方 23	委員長名を使用する公文書	事務局 長
鳥取市選挙管理委員会委員長職務代理者之印		方 23	委員長職務代理者名を使用する公文書	事務局 長

鳥取市選挙管理委員会事務局印		方 30	事務局名を使用する公文書	事務局長
鳥取市選挙管理委員会事務局長印		方 24	事務局長名を使用する公文書	事務局長

2 公印の管理は、鳥取市公印管守規程（昭和26年鳥取市訓令第88号）の例による。この場合において、「総務課長」とあるのは「局長」と、「管守者」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

（旧26条…繰上〔平成12年選管委規則2号〕、本条…一部改正〔平成12年選管委規則3号〕、1項…一部改正・見出・2項…追加〔平成13年選管委規則3号〕）

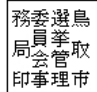
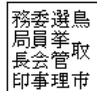
（電子印影）

第25条の2 電子計算組織を利用して文書を作成する場合は、公印の押印に代え、電子計算組織に記録した当該公印の印影（以下「電子印影」という。）を印刷することができる。

2 局長は、電子印影を使用しなくなったときは、当該公印の印影を電子計算組織より速やかに消去しなければならない。

3 電子印影を使用した文書を作成しようとする場合において、電子計算組織に公印の印影を記録し、又は消去するときは、局長は委員長の承認を受けなければならない。

4 局長は、電子印影の改ざんその他不正使用のないよう適正に管理しなければならない。

鳥取市選挙管理委員会事務局印		方 30	事務局名を使用する公文書	事務局長
鳥取市選挙管理委員会事務局長印		方 24	事務局長名を使用する公文書	事務局長

2 公印の管理は、鳥取市公印管守規程（昭和26年鳥取市訓令第88号）の例による。この場合において、「総務課長」とあるのは「局長」と、「管守者」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

（旧26条…繰上〔平成12年選管委規則2号〕、本条…一部改正〔平成12年選管委規則3号〕、1項…一部改正・見出・2項…追加〔平成13年選管委規則3号〕）

(印影印刷)

第25条の3 文書を一時に多数発送する場合は、使用する公印の印影（当該印影を伸縮したものを含む。次項において同じ。）の印刷をすることができる。この場合、局長はあらかじめ委員長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により公印の印影を印刷した文書については、局長は、常にその施行の状況を明らかにしておかなければならない。

第26条～第30条

(略)

第26条～第30条

(略)

議案第16号

鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

鳥取市選挙運動管理規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

鳥取市選挙運動管理規則の一部を改正する規則

鳥取市選挙運動管理規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「委員会の備付の閲覧簿に所定の事項を記入してしなければならない。」を「委員会が別に定める方法により行わなければならない。」に改める。

第19条中「委員会事務局」を「委員会事務局又は委員会の指定する場所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

選挙運動費用収支報告書の閲覧の請求について、「選挙運動費用収支報告書の閲覧に関する事務処理要綱」と二重規定になっているものについて見直し、整理するためである。

鳥取市選挙運動管理規則（昭和37年選挙管理委員会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市選挙運動管理規則</p> <p>昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号 昭和41年12月28日選管委規則第1号 昭和45年9月10日選管委規則第2号 昭和53年10月28日選管委規則第1号 昭和57年8月21日選管委規則第2号 平成6年7月22日選管委規則第2号 平成8年4月1日選管委規則第1号 平成12年3月2日選管委規則第1号 平成19年12月25日選管委規則第3号 平成30年9月3日選管委規則第1号 令和3年12月1日選管委規則第1号</p> <p>目次 (略) 第1条～第17条 (略)</p>	<p>○鳥取市選挙運動管理規則</p> <p>昭和37年10月20日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号</p> <p>改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号 昭和41年12月28日選管委規則第1号 昭和45年9月10日選管委規則第2号 昭和53年10月28日選管委規則第1号 昭和57年8月21日選管委規則第2号 平成6年7月22日選管委規則第2号 平成8年4月1日選管委規則第1号 平成12年3月2日選管委規則第1号 平成19年12月25日選管委規則第3号 平成30年9月3日選管委規則第1号 令和3年12月1日選管委規則第1号</p> <p>目次 (略) 第1条～第17条 (略)</p>

(閲覧の請求)

第18条 法第192条第4項の規定による報告書の閲覧の請求は、委員会が別に定める方法により行わなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第19条 報告書の閲覧は、委員会事務局又は委員会の指定する場所において執務時間中に行わなければならない。

第20条～第22条

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和41年選管委規則第1号から昭和53年選管委規則第1号までの改正附則省略)

附 則 (昭和57年8月21日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月22日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月2日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日選管委規則第3号)

(閲覧の請求)

第18条 法第192条第4項の規定による報告書の閲覧の請求は、委員会の備付の閲覧簿に所定の事項を記入してしなければならない。

(閲覧の場所及び時間)

第19条 報告書の閲覧は、委員会事務局において執務時間中に行わなければならない。

第20条～第22条

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和41年選管委規則第1号から昭和53年選管委規則第1号までの改正附則省略)

附 則 (昭和57年8月21日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月22日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月2日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日選管委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月3日選管委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月1日選管委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号～様式第14号

（略）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月3日選管委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月1日選管委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号～様式第14号

（略）

議案第17号

個人演説会等施設の指定解除について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月1日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

指定を解除する施設の名称	所在地	理由
鳥取市青谷町楠根生活改善センター	鳥取市青谷町楠根247番地4	施設廃止のため

提案理由

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき指定した施設の指定を解除するためである。

報告第1号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

152,014人

(2) (1)の50分の1の数

3,041人

地方自治法第74条第1項	…………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	…………	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	…………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

50,672人

地方自治法第76条第1項	…………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	…………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	…………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	…………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25,336人

市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。